

## 社会福祉法人広友会役員の報酬及び旅費に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広友会の役員が職務のため勤務した場合の報酬及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報 酬)

第2条 役員が職務のために勤務した場合は、理事長が別に定める報酬を支給する。但し理事会の出席には支給しない。

### (旅 費)

第3条 役員が職務のために旅行した場合は、理事長が定める旅費を支給する。

### (補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改正 平成20年6月1日

改正 平成22年7月1日

改正 平成23年6月1日

改正 令和2年7月1日

### 会長が定める事項

1. 報酬の額 理事長 月額 30万円  
理事会及び評議員会、サービス相談委員会及び入所判定委員会に出席した者には、旅費交通費を以下のとおり支給する。 日当 3千円  
旅費 2千円
2. 旅費は、社会福祉法人広友会の定款に定める事業の事業所に適用されている旅費規程を準用し、旅費の額は旅費規程第10条別表の区分1を支給する。
3. 役員とは、社会福祉法人広友会定款第5条に定める理事・監事・評議員をいう。